

## 「第5 設備投資」の記入要領 (調査票6頁)

- 介護保険事業を実施している場合には、医療保険分の設備投資と介護保険分の設備投資との合計額を記入してください。
- 個人立歯科診療所は平成18年1月から12月までの設備投資実績額を、個人立以外の歯科診療所は平成18年4月から平成19年3月までの設備投資実績額を記入してください。

土地	<p>医業用に取得した土地の取得価額（未払額を含む）を記入してください。</p>
建物（建物付属設備を含む） [調査票②欄]	<p>診療棟など歯科診療所に属する建物（電気、空調、冷暖房、給排水など建物に付属する設備を含む）の取得価額（未払額を含む）を記入してください。</p>
医療用器械備品 [調査票③～⑤欄]	<p>治療、検査など医療用の器械、器具、備品などの取得価額（未払額を含む）を購入分とリース分（リース期間中のリース料総額）に分けて記入してください。</p> <p>(1) 取得価額10万円以上のものの総額を記入してください。</p> <p>(2) 買替えなどの下取りで医療用器械備品などを購入した場合には、下取り価額を含めた金額を記入してください。</p>
その他の有形固定資産 [調査票⑥～⑧欄]	<p>業務用自動車、電気・ガス機器、事務・通信機器など上記以外の有形固定資産の取得価額（未払額を含む）を購入分とリース分（リース期間中のリース料総額）に分けて記入してください。</p> <p>(1) 取得価額10万円以上のものの総額を記入してください。</p> <p>(2) 買替えなどの下取りで業務用自動車などを購入した場合には、下取り価額を含めた金額を記入してください。</p>

## 「第6 租税公課、借入金等」の記入要領 (調査票7頁)

○ 介護保険事業を実施している場合には、医療保険分と介護保険分の総額で記入してください。

「租税公課、借入金等  
(平成18年(度)の年  
額)」

租税公課  
[調査票①欄]

次の平成18年度(又は平成18年)実績を記入してください。

- (1) 固定資産税、事業税、消費税、自動車税、印紙税、登録免許税などの租税で、原則として税法上損金に算入されるもの
- (2) 社団、財団、町会などに対する公共的な性格をもつ会費(歯科医師会費など)、賦課金

損害保険料  
[調査票②欄]

火災保険料、歯科医師賠償責任保険料(損害保険会社に直接支払う保険料)、自動車損害賠償責任保険料などの平成18年度(又は平成18年)実績を記入してください。

なお、歯科医師賠償責任保険料が歯科医師会費に含まれており、その額の把握が困難な場合には、租税公課の欄に歯科医師会費として計上してください。

寄付金  
[調査票③欄]

金銭その他の資産を他に贈与、又は無償の供与をした場合の価額について、平成18年度(又は平成18年)実績を記入してください。

借入金  
[調査票④欄]

金融機関等からの短期、長期を合わせた借入金の平成18年度(又は平成18年)に新規に借り入れた額を記入してください。

(うち)長期借入金  
[調査票⑤欄]

上記④欄のうち、期間が1年を超えるものの実績を記入してください。

借入返済金  
[調査票⑥欄]

金融機関等からの短期、長期を合わせた借入金元本部分の返済金で平成18年度(又は平成18年)に支払った額を記入してください。

(うち)長期借入金  
[調査票⑦欄]

上記⑥欄のうち、期間が1年を超えるものの実績を記入してください。

支払利息  
[調査票⑧欄]

短期、長期を合わせた借入金の支払利息で平成18年度(又は平成18年)に支払った額を記入してください。

「税金(平成18年(度)  
の年額)」

所得税などの税務申告が、本院、分院の経理をまとめた形で行われている場合には、税金総額を利益(医業収入-医業費用)金額の割合で按分し、調査客体となった診療所分の負担額を記入してください。

この按分が不可能な場合は医業収入金額、職員数などを用いて計算してください。

所得税・法人税  
[調査票⑨欄]

個人立歯科診療所は「平成18年分の所得税確定申告書」1面の「差引所得税額」－「定率減税額」の額を記入してください。

個人立以外の歯科診療所は「平成18事業年度分の法人税確定申告書」の「法人税額計」の金額を記入してください。

住民税  
[調査票⑩欄]

個人立歯科診療所は「平成19年度住民税納税通知書」の「年税額」の金額を記入してください。

個人立以外の歯科診療所は「平成18年度住民税確定申告書」の「年税額」（「法人税割額」＋「均等割額」）の金額を記入してください。

事業税  
[調査票⑪欄]

個人立歯科診療所は「平成19年度個人事業税納税通知書」の「年税額」の金額を記入してください。

個人立以外の歯科診療所は「平成18年度事業税確定申告書」の「合計事業税額」の金額を記入してください。

「通勤手当（平成19年6月分）」

通勤手当  
[調査票⑫欄]

平成19年6月分の通勤費用の現金支給、通勤用定期乗車券の現物支給の金額を記入してください。

## 参考資料

### 「その他の医業・介護費用」について（調査票3頁）

- 「第2 収支」の「Ⅲ 医業・介護費用」のうち、「6 その他の医業・介護費用」に含まれる費目は、次のとおりです。
- これら費目で、平成19年6月中に支払い又は費消した金額の合計額を記入してください。
- なお、\*印を付した費目で、平成19年6月1か月間の実績では著しく不合理となる場合や算出が不可能な場合には、平成18年度（又は平成18年）実績の1/12の額としてください。

福利厚生費		福利施設負担額、厚生費など従業員及びその家族の福利厚生のために要する法定外福利費  (1) 食堂、売店など福利施設を利用する場合における事業主負担額  (2) 診療、健康診断などを行った場合の減免額、その他衛生、保健、慰安、修養、教育訓練などに要する費用、団体生命保険料及び慶弔に際し一定の基準により支給される金品などの現物給与
旅費交通費		業務のための出張旅費。ただし、研究、研修のための旅費を除く。
職員被服費	*	従業員に支給又は貸与する白衣、予防衣、診療衣、作業衣などの費用
通信費		電信料、電話料、郵便料金など通信のための費用
消耗品費		カルテ、検査伝票、会計伝票など医療用・事務用の用紙、帳簿、電球、洗剤など1年以内に消費するものの費消額。ただし、歯科材料費に属するものは除く。
消耗器具備品費		事務用のスケール、計算機など減価償却を必要としないもので1年を超えて使用できるものの費消額。ただし、医療消耗器具備品費に属するものを除く。
車両費		乗用車、救急車、巡回用自動車、船舶などの燃料、車両検査などの費用
会議費		運営諸会議など院内管理のための会議の費用
光熱水費	*	電気料、ガス料、水道料、石油、プロパンガスなどの費用
修繕費	*	有形固定資産に損傷、摩滅、汚損などが生じたとき、原状回復に要した通常の修繕のための費用 (固定資産の耐用年数の延長又は当該資産の能率、能力などを高めるような改良に要する費用は含まれません。)
賃借料	*	設備、器械の使用料などの費用（リース料・レンタル料） ただし、土地賃借料、建物賃借料及び医療機器賃借料に属するものを除く。
(うち)土地賃借料	*	土地の賃借料

(うち)建物賃借料		建物、部屋の賃借料
(うち)医療機器賃借料		医療機器の賃借料
損害保険料	*	火災保険料、歯科医師賠償責任保険料、自動車損害賠償責任保険料などの費用
交際費	*	接待費及び慶弔など交際に要する費用
諸会費	*	各種任意団体に対する会費、分担金などの費用
租税公課	*	(1) 固定資産税、事業税、消費税、自動車税、印紙税、登録免許税などの租税で、原則として税法上損金に算入されるもの (2) 社団、財団、町会などに対する公共的な性格をもつ会費（歯科医師会費など）、賦課金
研究研修費	*	研究材料の費用、研究研修用図書購入費、学会への参加旅費などの費用
支払利息	*	借入金の支払利息（支払利息が年払い、期払いの場合は1か月相当額としてください。）
雑費		寄付金など上記の科目に属さない費用など



(案)

平成19年6月 医療経済実態調査

保険薬局調査票 記入要領

中央社会保険医療協議会

# 医療経済実態調査（保険薬局調査票）

## I 調査の概要

### 1 調査の目的

病院、一般診療所及び歯科診療所並びに保険薬局における医業経営等の実態を明らかにし、社会保険診療報酬に関する基礎資料を整備することを目的とします。

### 2 調査の対象及び客体

#### (1) 調査の対象

保険調剤を行っている全国の保険薬局のうち、1か月の調剤報酬明細書の取扱件数が300件以上の薬局を対象とします。

#### (2) 調査の客体

調査対象となる保険薬局を、地域別及び開設者別に層化し、それぞれ無作為に1/25を抽出して客体を選定します。

### 3 調査の主体

中央社会保険医療協議会（以下「中医協」といいます。）が実施します。

### 4 調査の時期

平成19年6月1日から平成19年6月30日までの期間について実施します。

### 5 調査票の種類

- (1) 第1 基本データ
- (2) 第2 収支
- (3) 第3 資産・負債
- (4) 第4 設備投資
- (5) 第5 処方せん・医薬品の状況

### 6 調査の方法

保険薬局の管理者が記入します。

### 7 調査票の提出期限

調査票は、平成19年7月31日までに必着するよう同封の返信用封筒にて、下記宛に返送してください。

〒100-\*\*\*\* 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館  
厚生労働省保険局医療課内 中央社会保険医療協議会 宛



## Ⅱ 調査についての注意事項

### 1 一般的事項

- (1) この調査は、調査目的のためのみ使用するものです。行政上の経営管理や税務調査のための資料として使用することは絶対にありません。  
また、調査票に記入された事実については秘密を厳守します。
- (2) この調査は、薬局の経営に関する事項のみを調査するものです。したがって、薬局と家計とに共通的に利用されるものについては、両者を区分して薬局に利用される部分をできるだけ正確に把握し、記入してください。
- (3) 本店、支店等の関係にあつて、会計が一本になっているような場合には、それぞれの収入、従事者数等などにより按分して、調査客体となった施設分のみ記入してください。
- (4) 保険薬局として調査客体となったが、休・廃止した場合は、その旨及びその年月日を、調査票の表紙の余白に記載して、調査票の全部を未記入のまま返送してください。

### 2 調査票の記入

- (1) 数字を記入する欄が0の場合は「0」を必ず記入してください。
- (2) 金額は円単位で記入しますが、円未満の端数は四捨五入してください。
- (3) 記入を誤ったときは、2本の横線を引いて抹消し、正しいものを記入してください。
- (4) 合計欄がある場合は、必ず記入してください。

※ ご不明な点等ありましたら、下記宛にお問い合わせください。

**【中医協 医療経済実態調査事務局】**

フリーダイヤル 0120-\*\*-\*\*\*\*\*

フリーダイヤルFAX 0120-\*\*-\*\*\*\*\*

受付時間 平日 9:00～18:15

## 「第1 基本データ」の記入要領 (調査票1、2頁)

○ この調査票の記入については、特に示してあるもののほかは、平成19年6月30日現在の事実について記入してください。

- |   |   |
|---|---|
| 2 現有の薬局用建物の建築(改築)年月                         | <p>現有の薬局用建物の建築年月(完成年月)を記入してください。<br/> <u>薬局用建物が自己所有以外の場合は記入の必要はありません。</u><br/>         建築年月の異なる建物が併存する場合は、主要な建物の建築年月を記入してください。<br/> <u>なお、薬局用建物の延べ面積の概ね50%を超える大規模な改築を行った場合は、改築年月(完成年月)を記入してください。</u></p>  |
| 3 薬局用建物の保有形態及び延べ面積                          | <p>薬局用建物とは、調剤室、患者待合室、売場、倉庫など薬局事業用に使用している全ての建物のことです。<br/>         保有形態は、次の区分により該当する番号を○で囲み、その延べ面積を記入してください。</p> <p>1 自己所有 自己名義である場合(持家で開局している場合やビル内の一室を購入して開業している場合など)</p> <p>2 賃借 個人、不動産業者からの借家、借室など建物賃借による場合(3の場合を除く。)</p> <p>3 リース リース業者(①調剤用器械などの動産リース業務と②土地、建物などの不動産賃貸業務を行う者)からの建物賃借の場合(2の場合を除く。)</p> <p>4 その他 上記以外の特異なケースの場合(例えば、開設者が国立・公立で「国(公)有財産」の場合、ここに記入してください。)</p> <p>1～4の保有形態のうち、2項目以上該当する場合、例えば、一棟の建物が自己所有、他の一棟が賃借の場合は「1 自己所有」、「2 賃借」両方の番号を○で囲み、それぞれの建物の延べ面積を記入してください。<br/> <u>薬局用と住宅用の建物が同一の場合は、住宅部分を除いた面積を記入してください。</u></p> |
| 4 施設基準等の届出の状況                               | <p>「基準調剤加算1」、「基準調剤加算2」、「無菌製剤処理加算」、「在宅患者訪問薬剤管理指導料」などの届出又は承認を受けている場合に○を記入してください。</p>  |
| 7 営業の状況<br><br>平成19年6月1日(金)～6月7日(木)の実開局延べ時間 | <p>平成19年6月1日(金)から6月7日(木)1週間の実開局延べ時間(30分単位)を記入してください。</p>  |

- 6月中の休日日数 平成19年6月1日から6月30日の1か月間において1日中閉店した日数（臨時の場合も含む）を記入してください。
- 8 調剤基本料の請求区分 平成19年6月30日現在の調剤基本料の請求区分を記入してください。  
区分は、調剤報酬点数表の調剤基本料、調剤基本料の特例の別により該当するものに○を記入してください。
- 9 保険調剤の状況 平成19年6月1か月間の保険調剤の状況について記入してください。  
なお、後発医薬品を調剤した処方せん枚数には、後発医薬品を実際に調剤した枚数を記入してください。
- 10 従事者の状況  
(1)雇用従事者 平成19年6月30日24時現在の在籍者で給与の支給を受けている雇用従事者（青色事業専従者である家族を含む）を常勤・非常勤別に「薬剤師」、「事務職員」、「その他の職員」に区分して、常勤については人員数を、非常勤については総労働時間数を、それぞれ記入してください。
- 常勤職員 常勤職員とは、その施設で定められた就業時間をすべて勤務する者をいいます
- 非常勤職員 常勤職員以外の者、例えば、他の薬局からパートタイムで来ているような者は非常勤職員としてください。
- 6月中の総労働時間 非常勤職員の平成19年6月1か月間の総労働時間数（1時間未満は切り捨て）を職種ごとに記入してください。例えば、非常勤職員が複数の場合は、全員の月間労働時間を合算した時間数を記入します。
- 【参考】非常勤職員の人員数については、次の計算により中医協事務局にて常勤職員換算します。

$$\text{非常勤職員の常勤職員換算} = \frac{\text{非常勤職員の1か月間の実労働時間}}{\text{常勤職員の所定労働時間}}$$

(注1) 職種単位に非常勤職員の総労働時間を人数換算し、小数点第2位以下を切り捨てる。  
(注2) 週あたりの所定労働時間が32時間未満の場合は、32時間を所定労働として計算する。
- 薬剤師 個人薬局の場合、開設者本人を除いた薬剤師の人数を記入してください。
- (うち)青色事業専従者 個人薬局で、青色事業専従者として給与を支給される家族は、雇用従事者数に含め、青色事業専従者の人員数（常勤の場合）又は総労働時間数（非常勤の場合）を記入してください。

(2) 常勤職員1人当たり1週間平均の所定労働時間(個人立の開設者本人を除く)

非常勤職員の常勤換算の際に必要となりますので、1週間当たりの常勤職員1人当たりの所定労働時間の平均を記入してください。  
なお、個人薬局の場合、開設者本人を除いて記入してください。

(3) 無給の家族従事者

従事者数

開設者から給与を支給されていないが、薬局業務に従事している家族従事者について「薬剤師」、「薬剤師以外の者」に区分して人員数を記入してください。

なお、所得税の白色申告で専従者控除を受けている配偶者や親族についても、この欄に記入してください。

6月中の総労働時間

無給の家族従事者の平成19年6月1か月間の総労働時間数(1時間未満は切り捨て)を記入してください。例えば、家族従事者が2人の場合は、2人の月間労働時間を合算した時間数を記入します。

## 「第2 収支」の記入要領 (調査票3、4頁)

- この調査票には平成19年6月の薬局事業に関連する全ての収入とこれに対応する全ての費用を記入してください。家計分は含めないでください。
- 本店・支店を包括して経理を行っていたり、団体に所属してそこで一括して経理を行っている場合でも、当該薬局のみを推計して記入してください。

I 収入 [調査票①～④欄]	6月中に提供した薬局事業サービスの対価をそれぞれに記入してください。
	その月に提供した薬局事業の対価を記入するものですから、現金としてまだ入っていない場合でも6月分の実績に基づいて支払基金、国保連などに請求すべき金額及び現金として徴収すべき金額(患者負担など)並びに一般用医薬品、煙草、化粧品、雑貨等の販売金額の合計額を記入してください。
1 保険調剤収入(患者負担含む) [調査票①欄]	健康保険、国民健康保険等の医療保険、老人保健及び生活保護法、精神保健福祉法、結核予防法等の公費負担医療について支払基金等に対する請求金額及び窓口徴収金額の合計額を記入してください。いずれも6月中の調剤分についての金額(未収分を含む)の総額です。
2 公害等調剤収入 [調査票②欄]	公害医療、労災保険、自動車損害賠償責任保険などの金額を記入してください。
3 その他の薬局事業収入 [調査票③欄]	<p>自費診療による調剤収入、一般用医薬品、煙草、化粧品、雑貨等の販売収入の額を記入してください。</p> <p>また、受取利息・配当金、退職給与引当金、徴収不能引当金などの諸引当金の戻入額などがあれば、<u>平成18年度(又は平成18年)実績の1/12の額を記入してください。</u></p>
	<u>保険査定減については、平成18年度(又は平成18年)の1/12の額を、この欄で減算し調整してください。</u>
II 介護収入 [調査票⑤～⑦欄]	<u>介護保険の収入がない場合は記入の必要はありません。</u>
1 居宅サービス収入 [調査票⑤欄]	居宅サービスに係る収入で、国保連等に対する請求金額及び利用者からの徴収金額の合計額を記入してください。いずれも6月中の居宅サービス分についての金額(未収分を含む)の総額です。
2 その他の介護収入 [調査票⑥欄]	前記の科目に属さない介護収入について記入してください。
	<u>保険査定減については、平成18年度(又は平成18年)実績の1/12の額をこの欄から減算し、調整してください。</u>

III 費用  
[調査票⑧～28欄]

医療保険分の費用と介護保険分の費用を合算した額を記入してください。

1 給与費  
[調査票⑧欄]

給与費は次の(1)～(4)までの金額の合計額を記入してください。

(1) 給料

常勤、非常勤職員（「第1基本データ」の記入要領参照）に対し平成19年6月中に支給した現金給与額（税込）

給料（本俸又はこれに準ずるもの）には、扶養手当、時間外勤務手当、夜勤手当、危険手当、役付手当、通勤手当など職員に支給したすべてのものが含まれます。

(2) 賞与

職員に対する年間の賞与、期末手当等の一時金をいいます。

平成18年賞与支給額（実績・税込）の1/12の額

(3) 退職金

平成18年度（又は平成18年）支給額（実績・税込）の1/12の額

(4) 法定福利費

法令に基づいて支給した次の①～③までの費用の合計額

① 平成19年6月中に支給した給料に係る医療保険料、年金保険料及び児童手当拠出金保険料及び拠出金の事業主負担額

② 平成18年に支払った賞与に係る医療保険料、年金保険料及び児童手当拠出金保険料及び拠出金の事業主負担額（実績）の1/12

③ 労働保険料（雇用保険、労災保険）の事業主負担額  
平成18年度実績の1/12の額

(うち)青色事業専従者  
給与費  
[調査票⑨欄]

青色事業専従者（「第1基本データ」の記入要領参照）に係る給与費を記入してください。

2 医薬品等費  
[調査票⑩欄]

調剤用医薬品、一般用医薬品、その他品目（煙草、化粧品、雑貨等）の売上原価をいいます。6月中に費消した医薬品等について実際の購入価格によって計算した額を記入してください。

貴保険薬局の経営実態に応じ、下記のとおり算出してください。

(1) 月次決算で「医薬品等費」、「調剤用医薬品費」の棚卸（帳簿棚卸を含む）を行っている場合

① 医薬品等費

医薬品等費 = 5月末棚卸高 + 6月医薬品等購入額 - 6月末棚卸高

② 調剤用医薬品費

調剤用医薬品費 = 5月末棚卸高 + 6月調剤用医薬品購入額  
- 6月末棚卸高

(2) 平成18年(度)決算において収支決算書(損益計算書)を作成し、「医薬品等費」又は「調剤用医薬品費」を独立科目として表示している場合

① 医薬品等費

$$\text{医薬品等費} = 6\text{月分収入} \times \frac{\text{平成18年(度)医薬品等費}}{\text{平成18年(度)収入}}$$

(注1) 収入は、保険調剤収入(患者負担分を含む)、公害等調剤収入、その他の薬局事業収入をいいます。

(注2) 医薬品等費の円未満の数字は四捨五入してください。

② 調剤用医薬品費

$$\text{調剤用医薬品費} = 6\text{月分調剤収入} \times \frac{\text{平成18年(度)調剤用医薬品費}}{\text{平成18年(度)調剤収入}}$$

(注1) 調剤収入は、保険調剤収入(患者負担分を含む)、公害等調剤収入をいいます。

(注2) 調剤用医薬品費の円未満の数字は四捨五入してください。

(3) 上記(1)及び(2)に該当しない場合

① 医薬品等費

$$\text{医薬品等費} = \text{平成18年(度)の医薬品等購入額} \times 1/12$$

(注) 医薬品等費の円未満の数字は四捨五入してください。

② 調剤用医薬品費

$$\text{調剤用医薬品費} = \text{直近1年間(平成18年7月～平成19年6月)の調剤用医薬品購入額} \times 1/12$$

(注) 調剤用医薬品費の円未満の数字は四捨五入してください。

3 委託費  
[調査票⑫欄]

6月中に委託した業務の対価としての費用を記入してください。  
年間委託の場合は、契約額の1/12の額を記入してください。

(うち)医療事務委託費  
[調査票⑬欄]

6月分の医療事務委託費の金額を記入してください。

4 減価償却費  
[調査票⑭欄]

税務申告などのために作成した、平成18年(度)収支決算書の「減価償却費」の1/12の額を記入してください。

収支決算書などを作成していないため減価償却費の平成18年度(又は平成18年)実績がない薬局は、別添の「補助票(減価償却資産調記入票)」に必要事項を記入し、この調査票と一緒に提出してください。

この場合、「減価償却費」及び「費用合計」の欄は未記入のままとしてください。

(うち)建物減価償却費  
[調査票⑮欄]

建物の減価償却費を記入してください。

(うち)調剤用機器減価償却費  
[調査票⑯欄]

調剤用機器の減価償却費を記入してください。

5 その他の経費  
[調査票⑰欄]

平成19年6月中に支払又は費消した金額を記入してください。  
「その他の経費」に該当する費目は、「参考資料(14~15頁)」  
を参考にし、その合計額を記入してください。

(うち)水道光熱費  
[調査票⑱欄]

電気料、ガス料、水道料、石油、プロパンガスなどの費用を記入してください。

(うち)土地賃借料  
[調査票⑲欄]

土地を賃借することにより、所有者に支払う6月分の賃借料を記入してください。

(うち)建物賃借料  
[調査票⑳欄]

「第1 基本データ」の「3 薬局用建物の保有形態及び延べ面積」  
で「2 賃借」、「3 リース」、「4 その他」のいずれかの番号を○印  
で囲んだ施設は、6月分の建物賃借料の金額を記入してください。

(うち)設備器械賃借料  
[調査票21欄]

薬局事業用の設備・器械の使用料などの費用(リース料、レンタル料)を記入  
してください。

(うち)調剤用機器賃借料  
[調査票22欄]

6月分の調剤用機器賃借料を記入してください。

(うち)広告宣伝費  
[調査票23欄]

6月分の各種看板、電柱広告、折込広告、新聞雑誌等の広告・宣伝に  
要した金額を記入してください。

(うち)損害保険料  
[調査票24欄]

火災保険料、自動車損害賠償責任保険料などをいいます。  
平成18年度(又は平成18年)実績の1/12の額を記入してくだ  
さい。

(うち)租税公課(損金  
に算入されるもの)  
[調査票25欄]

固定資産税、事業税、消費税、自動車税、印紙税、登録免許税などの  
租税で税法上損金に算入されるものや、社団、財団、町会などに対する  
公共的な性格をもつ会費(薬剤師会費など)、賦課金をいいます。  
平成18年度(又は平成18年)実績の1/12の額を記入してくだ  
さい。

(うち)寄付金  
[調査票26欄]

金銭その他の資産を他に贈与、又は無償の供与をした場合の価額をい  
います。臨時的に発生する費目ですから平成18年度(又は平成18  
年)実績の1/12の額を記入してください。

(うち)利子割引料  
[調査票27欄]

銀行その他金融機関からの借入金に対する利息、他の会社からの借入  
金の利息、受取手形の割引料などを記入してください。



<p>IV 税金等 [調査票29～36欄]</p>	<p>所得税などの税務申告が、本店、支店の経理をまとめた形で行われている場合には、<u>税金総額を利益（収入－経費）金額の割合で按分し、調査客体となった薬局の負担額を記入してください。</u> この按分が不可能な場合は収入、従事者数などを用いて計算してください。</p>
<p>所得税・法人税 [調査票29欄]</p>	<p>個人薬局は「平成18年分の所得税の確定申告書」1面の「差引所得税額」－「定率減税額」の金額を記入してください。 個人薬局以外の薬局は「平成18事業年度分の法人税確定申告書」の「法人税額計」の金額を記入してください。</p>
<p>住民税 [調査票30欄]</p>	<p>個人薬局は「平成19年度住民税納税通知書」の「年税額」の金額を記入してください。 個人薬局以外の薬局は「平成18年度住民税確定申告書」の「年税額」（「法人税割額」＋「均等割額」）の金額を記入してください。</p>
<p>事業税 [調査票31欄]</p>	<p>個人薬局は「平成19年度個人事業税納税通知書」の「年税額」の金額を記入してください。 個人薬局以外の薬局は「平成18年度事業税確定申告書」の「合計事業税額」の金額を記入してください。</p>
<p>借入金 [調査票32欄]</p>	<p><u>金融機関等からの短期、長期を合わせた借入金の平成18年度（又は平成18年）に新規に借り入れた額を記入してください。</u></p>
<p>(うち)長期借入金 [調査票33欄]</p>	<p>上記32欄のうち、期間が1年を超えるものの実績を記入してください。</p>
<p>借入返済金 [調査票34欄]</p>	<p><u>金融機関等からの短期、長期を合わせた借入金元本部分の返済金で平成18年度（又は平成18年）に支払った額を記入してください。</u></p>
<p>(うち)長期借入金 [調査票35欄]</p>	<p>上記34欄のうち、期間が1年を超えるものの実績を記入してください。</p>
<p>通勤手当 [調査票36欄]</p>	<p><u>平成19年6月分の通勤費用の現金支給、通勤用定期乗車券の現物支給の金額を記入してください。</u></p>

### 「第3 資産・負債」の記入要領 (調査票5頁)

- この調査票は、青色申告で「貸借対照表(資産負債調)」を税務署に提出した個人薬局及び個人薬局以外の薬局のみ記入してください。
- 個人薬局は平成18年12月31日現在、個人薬局以外の薬局は平成19年3月31日現在における資産及び負債の額を記入してください。
- 2つ以上の薬局の資産・負債が合算されて貸借対照表が作成されているような場合には、面積、従事者数の割合など、調査対象となった薬局分の実態を最も適切に反映していると思われる係数を使って推計して記入してください。
- 介護保険事業を実施している場合には、医療保険分の資産・負債と介護保険分の資産・負債との合計額を記入してください。

#### 資産合計 [調査票①欄]

個人薬局は、平成18年分所得税青色申告決算書の貸借対照表(資産負債調)の「資産の部」「平成18年12月31日(期末)」欄の「合計」の額から「事業主報酬額」、「事業主貸」の額を控除した額を記入してください。

個人薬局以外の薬局は平成18年度決算貸借対照表の「資産の部」の「合計」の額を記入してください。

#### (うち)有形固定資産 [調査票②欄]

個人薬局は貸借対照表(資産負債調)の「資産の部」「平成18年12月31日(期末)」欄の「建物」、「建物付属設備」、「機械装置」、「車輛運搬具」、「工具器具備品」、「土地」の各欄の額の合計額を記入してください。

個人薬局以外の薬局は、平成18年度決算貸借対照表の「資産の部」の「有形固定資産合計」の額を記入してください。

#### 負債合計 [調査票③欄]

個人薬局は、平成18年分所得税青色申告決算書の貸借対照表(資産負債調)の「負債・資本の部」「平成18年12月31日(期末)」欄の「支払手形」、「買掛金」、「借入金」、「未払金」、「前受金」、「預り金」の各欄の合計額を記入してください。

個人薬局以外の薬局は、平成18年度決算貸借対照表の「負債の部」の「負債合計」の額を記入してください。

#### (うち)借入金 [調査票④欄]

個人薬局は、貸借対照表(資産負債調)の「負債・資本の部」「平成18年12月31日(期末)」欄の「借入金」の額を記入してください。

個人薬局以外の薬局は、平成18年度決算貸借対照表の「負債の部」の「短期借入金」、「長期借入金」の各欄の額の合計額を記入してください。

#### (うち)長期借入金 [調査票⑤欄]

上記④欄のうち、期間が1年を超えるものの金額を記入してください。

## 「第4 設備投資」の記入要領 (調査票6頁)

- 介護保険事業を実施している場合には、医療保険分の設備投資と介護保険分の設備投資との合計額を記入してください。
- 個人薬局は平成18年1月から12月までの設備投資実績額を、個人薬局以外の薬局は平成18年4月から平成19年3月までの設備投資実績額を記入してください。

土地	医業用に取得した土地の取得価額（未払額を含む）を記入してください。
建物（建物付属設備を含む） [調査票②欄]	薬局用建物（電気、空調、冷暖房、昇降機、給排水など建物に付属する設備を含む）の取得価額（未払額を含む）を記入してください。
調剤用器械備品 [調査票③～⑤欄]	調剤用の機械、器具、備品などの取得価額（未払額を含む）を購入分とリース分（リース期間中のリース料総額）に分けて記入してください。  (1) 取得価額10万円以上のものの総額を記入してください。  (2) 買替えなどの下取りで調剤用器械備品などを購入した場合には、下取り価額を含めた金額を記入してください。
その他の有形固定資産 [調査票⑥～⑧欄]	業務用自動車、電気・ガス機器、事務・通信機器など前記以外の有形固定資産の取得価額（未払額を含む）を購入分とリース分（リース期間中のリース料総額）に分けて記入してください。  (1) 取得価額10万円以上のものの総額を記入してください。  (2) 買替えなどの下取りで業務用自動車などを購入した場合には、下取り価額を含めた金額を記入してください。

## 「第5 処方せん・医薬品の状況」の記入要領 (調査票7頁)

- この調査票は、平成19年6月1か月間に受付けた処方せんについて、発行した医療機関の数とその処方せん枚数及び受付回数を医療機関の種類別に記入してください。
- また、上記の医療機関のうち、受付けた処方せん枚数が最も多かった医療機関の処方せん枚数と処方せん受付回数が最も多かった医療機関の処方せん受付回数を記入してください。

処方せん1枚当たり平均投与日数・医薬品数  
[調査票27 28欄]

平成19年6月1月間に調剤を行った内服薬の平均投与日数と平均品目数を記入してください。

調剤用備蓄医薬品品目数  
(薬価基準収載品目)  
[調査票29～34欄]

平成19年6月30日現在において備蓄している調剤用医薬品(内用薬、外用薬、注射薬)の品目数及びそのうちの後発医薬品品目数を記入してください。

調剤用医薬品廃棄額  
[調査票35欄]

調剤用備蓄医薬品について、経時変化や陳旧化した品目等による廃棄損耗等の金額について平成18年度(又は平成18年)実績の1/12を記入してください。

## 参考資料

### 「その他の経費」について（調査票3頁）

- 「第2 収支」の「Ⅲ 費用」のうち、「5 その他の経費」に含まれる費目は次のとおりです。
- これら費目で、平成19年6月中に支払い又は費消した金額の合計額を記入してください。
- なお、\*印を付した費目で、平成19年6月1か月間の実績では著しく不合理となる場合や算出が不可能な場合には、平成18年度（又は平成18年）実績の1/12の額としてください。

福利厚生費		福利施設負担額、厚生費など従業員及びその家族の福利厚生のために要する法定外福利費（教育訓練などに要する費用、団体生命保険料及び慶弔に際し一定の基準により支給される金品などの現物給与）
旅費交通費		業務のための出張旅費。ただし、研究、研修のための旅費を除く。
職員被服費	*	従業員に支給又は貸与する白衣、予防衣、作業衣などの費用
通信費		電信料、電話料、郵便料金など通信のための費用
消耗品費		会計伝票など薬局用・事務用の用紙、帳簿、電球、洗剤など1年以内に消費するものの費消額。ただし、材料費に属するものは除く。
消耗器具備品費		事務用のスケール、計算機など減価償却を必要としないもので1年を超えて使用できるものの費消額
車両費		業務用乗用車、船舶などの燃料、車両検査などの費用
会議費		運営諸会議など局内管理のための会議の費用
修繕費	*	有形固定資産に損傷、摩滅、汚損などが生じたとき、原状回復に要した通常の修繕のための費用（固定資産の耐用年数の延長又は当該資産の能率、能力などを高めるような改良に要する費用は含まれません。）
損害保険料	*	火災保険料、自動車損害賠償責任保険料などの費用
交際費	*	接待費及び慶弔など交際に要する費用
諸会費	*	各種任意団体に対する会費、分担金などの費用
租税公課	*	(1) 固定資産税、事業税、消費税、自動車税、印紙税、登録免許税などの租税で、原則として税法上損金に算入されるもの (2) 社団、財団、町会などに対する公共的な性格をもつ会費（薬剤師会費など）、賦課金

研究研修費	*	研究材料の費用、研究研修用図書を購入費、学会への参加旅費などの費用
水道光熱費	*	電気料、ガス料、水道料、石油、プロパンガスなどの費用
賃借料	*	設備、器械の使用料などの費用（リース料、レンタル料） ただし、土地賃借料、建物賃借料及び設備器械賃借料に属するものを除く。
(うち)土地賃借料	*	土地の賃借料
(うち)建物賃借料		建物、部屋の賃借料
(うち)設備器械賃借料		調剤用機器を含む設備器械の賃借料
広告宣伝費		機関誌、広報誌などの印刷製本費、電飾広告等の広告宣伝に係る費用
寄付金	*	金銭その他の資産を他に贈与、又は無償の供与をした場合の価額
利子割引料	*	銀行その他金融機関からの借入金に対する利息、他の会社からの借入金の利息、受取手形の割引料など